

# 「移動」を個別給付に

社保審「市町村事業の整理必至」  
障害者部会

障害者総合支援法の見直しを進めている厚生労働省の社会保障審議会障害者部会（座長＝菊池馨実・早稲田大教授）は7月16日、同法に基づく「地域生活

支援事業」（都道府県・市町村が実施）について議論した。厚生労働省は障害者の居場所づくりや社会参加支援をてこ入れしたい考え。これに対し、委員からは

同事業のうち市町村が行う「移動支援」を個別給付に移すよう求める意見が上がった。移動支援をめぐるのは、これまでも繰り返し同様の意見が上がっている。政府が提唱する「地域共生社会」を進める上でも市町村事業の整理は必至。同部会は年内に報告書をまとめる予定だ。

障害者の移動を支えるサービスは全国一律の基準で利用者個人に給付される「居宅介護」などがある。国の負担は義務的経費。個別給

付と呼ばれる、利用者の受給権が明確だ。しかし、移動そのものの支援というよりは通院時の付き添いや介助などが主な目的だ。これに対し、市町村事業の「移動支援」は市町村の判断でサービスの利用目的や条件を決められる。車両での集団移送もできる。国の負担は裁量的経費で利用者の受給権は明確ではない。市町村の9割超が実施しているが、支出費などにバラツキがある＝表参照。こうした実情を踏ま

## 市町村の「移動支援」実施状況

| 移動支援の1人当たり支出費 |     |         |
|---------------|-----|---------|
| 最大            | 兵庫県 | 4万5200円 |
| 最小            | 山形県 | 9500円   |
| 全国平均          |     | 2万4900円 |

| 移動支援の1人当たり利用時間 |     |        |
|----------------|-----|--------|
| 最大             | 大阪府 | 19.1時間 |
| 最小             | 山形県 | 4.5時間  |
| 全国平均           |     | 10.1時間 |

出典：厚生労働省「地域生活支援事業の実施状況について」

※数値はいずれも2017年3月利用分。各市町村の実績報告を都道府県別に自立支援振興室が集計。

え、日本知的障害者福祉協会は市町村事業の移動支援を「社会参加を推進するコミュニケーション支援の側面が強い」として個別給付にするよう主張。全国手をつなぐ育成会連合会も「明らかに個別給付的だ」と要望した。政府が提唱する「地域共生社会」は困りごとを抱えた人や家庭が孤立しないよう、住民の交流や助け合い活動を活性化することが大きな狙い。障害者が社会参加する上で、移動手段を持つことも大きな課題とされる。そのため、取り組みに格差のある市町村事業ではなく、全国どこでも同じようなニーズがあるものは個別給付にすべきという考え方が強まっている。一方、通学なら教育行政、通勤なら労働行政のテーマだとの見方もあり、移動支援の位置付けは難航してきた。

（福田敏克）